

これは対象？間違いやすい医療費控除

ファイナンシャルプランナー 加藤梨里

2月に入り、所得税の確定申告の提出時期が近づいてきました。年末調整で納税額を精算する会社員の方には「確定申告は関係ない」と思われがちですが、申告をすることによって税金の負担をより小さくする「控除」のしくみがいくつかあります。その一つが、思わぬ病気やけがで診療や治療を受けたときに支払う医療費が一定額を超えた時に、その一部が戻ってくる「医療費控除」です。

医療費控除の対象になる医療費の範囲は広く、中には意外なものが対象として認められる場合もあります。そこで、今回は医療費控除のしくみと対象範囲について解説します。

■医療費控除のしくみ

(1) 適用要件

医療費控除は、所得税を納税する人が、自分や生計を一にする家族のために医療費を支払った場合に適用できるものです。対象となる医療費は、課税対象年の1月1日から12月31日までの間に支払った費用です。2011年の確定申告では、2010年1月1日から12月31日までに支払った費用が対象です。

医療費控除の対象に含まれる金額は、課税対象年に実際に支払った金額ですので、治療を受けても医療費が未払いの場合や、年が明けてから申告時までの間に支払った場合は控除対象になりません。ただしクレジットカードによる支払いは、カード会社が患者に代わって医療費を立替払いするものですが、この時点で患者が医療費を支払ったとみなされます。したがって、クレジットカードで支払いをしたときは、請求金額の引き落とし時点ではなく、支払い決済をした年の対象に含まれます。

(2) 医療費控除の金額

医療費控除の対象となる金額は、次の式で計算した金額(最高200万円)です。

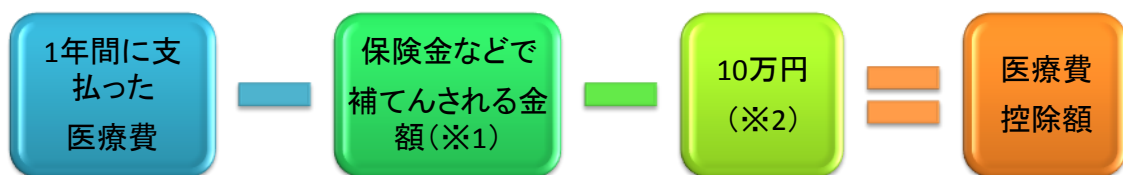


図1：医療費控除額算出式（筆者作成）

※1. 保険金などで補てんされる金額（以下のもの）は、医療費の額から差し引いて計算します。

・生命保険契約などで支給される入院費給付金・健康保険などで支給される高額療養費・家族療養費・出産育児一時金など。

なお、保険金などで補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても他の医療費からは差し引きません。

※2. 総所得金額等が200万円未満の人は、総所得金額等5%の金額

■医療費控除の対象になる費用

- ・診療費または治療費
 - ・治療、療養に必要な医薬品費
 - ・医療施設、介護老人保健施設の入院・入所費
 - ・あんま・マッサージなどによる治療施術費
 - ・付添い看護料、訪問看護料、訪問リハビリ料
 - ・助産師による分娩介助料
 - ・通院費、医師等の送迎費
 - ・入院の部屋代、食事代
 - ・義手、義足、入れ歯などの購入費
- など

医療費控除の対象になる費用は、診療や治療、分娩などにかかるもので、「その病状などに応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額」です。表1に一般的な項目を掲載しています。

表1：医療費控除の対象になる主な費用
(筆者作成^{※3})

■これは対象になる？ならない？間違いやすい医療費

上記が医療費控除の対象になるものですが、同じ病気やけがの治療にかかる医療費であっても、治療を受けた時の状況や理由、対象者などの条件によって医療費控除の対象に含まれるかどうか異なります。以下に間違いやすい例をいくつか挙げました。

表2：ケースによって扱いが異なる医療費の例 (筆者作成^{※3})

項目	○ (対象になる)	× (対象にならない)
入院時の差額ベッド代	治療に必要と医師が判断した場合	本人の都合で使用した場合
入院時の食事代	患者本人分(医療機関から支給された分)	付添い人分、患者の好みで自己調達した分
交通費	・急病による入院のためのタクシー代 ・通院時の電車、バスの利用料金(本人、付添い人分)	通院のためのガソリン代、駐車料金
人間ドック、健康診断費用、 特定健康検診・特定保健指導(通称メタボ検診・メタボ指導)	疾病が発見され、そのまま治療や医師の指導を受けた場合	異常なしの場合
医薬品(市販薬を含む)	・風邪薬 ・胃腸薬 ・漢方薬、ビタミン剤(医師の処方あり)	・漢方薬・ビタミン剤(医師の処方なし) ・栄養ドリンク ・乗り物酔い止めの薬
眼鏡、コンタクトレンズ代	・斜視、白内障、緑内障など手術後の機能回復のため短期間装用する場合 ・幼児の未発達視力を向上させるために装着を要する場合	近視、遠視、乱視を矯正するためのもの
視力回復レーザー手術(レーシック手術)、オルソケラトロジー治療(角膜矯正療法)の費用	いずれの場合も対象になる	—

表を見てみると、医療費控除には、医療機関に支払った治療費や診療費だけでなく、入院・通院にかかる交通費や、薬局などで購入する医薬品の費用も対象に含まれる場合があります。これらを申告するためには、病院や薬局、タクシーの領収書が必要ですが、領収書が発行されない場合には医療を受けた人の氏名、支払い年月日、支払い先、支払い金額が分かる書類やメモがあれば認められます。

これらの医療費を、ご家族の分も合わせて計算してみると、意外と大きな金額を所得税から控除できるかもしれません。確定申告の受付期間までに、一度確認してはいかがでしょうか。

※3：出典 国税庁 医療費控除の対象となる医療費(<http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1122.htm>)

※注：本コラムは一般的なケースを記載しております。個別の状況によって判断が異なることもありますので、詳しくは国税庁やお住まいの地域の税務署に確認してください。その他、控除額の計算や申告方法の詳細については国税庁のHPでご確認ください。